



ウィズプランおかざき2020

第4次岡崎市男女共同参画基本計画

平成28(2016)年度～平成32(2020)年度

概要版

岡 崎 市

計画策定にあたって

■ 計画策定の趣旨

本市では、平成 10（1998）年「おかざき男女協働プラン」を、平成 15（2003）年には「ウィズプランおかざき 21」を策定し、男女を取り巻く問題の解決や様々な施策に取り組んできました。平成 17（2005）年には岡崎市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画を推進してきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることもあり、平成 23（2011）年に「新ウィズプランおかざき 21」を策定しました。

平成 27（2015）年度に、「新ウィズプランおかざき 21」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの取組みを継承しつつ、新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。

■ 計画の基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指し、「岡崎市男女共同参画推進条例」第 3 条に示された 5 つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

- 人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が発揮される機会の確保
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画する機会の確保
- 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動の両立
- 男女共同参画社会形成のための取組みが国際的協調の下に行われること

■ 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条及び岡崎市男女共同参画推進条例（以下、「市条例」という）第 10 条による計画です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」[※]）第 6 条 2 に基づく市町村推進計画として、基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲを位置付けます。

■ 計画の期間

平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

[※]女性活躍推進法とは、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために平成 27 年に制定された 10 年間の時限立法。

岡崎市の現状と課題

1. 市民意識における現状と課題

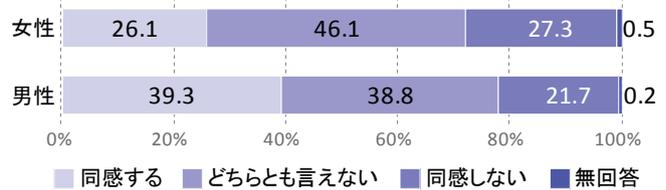
いわゆる「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は日常生活のなかに根強く残っています。

性に関する偏見や固定観念等は、様々な分野における男女の参画機会を妨げるだけでなく、男女共同参画社会の形成を進めていくうえでも克服していくべき重要な課題です。

「仕事・家事・プライベートを両立」したい人が最も多いにもかかわらず、実際は「仕事優先」している現状があります。

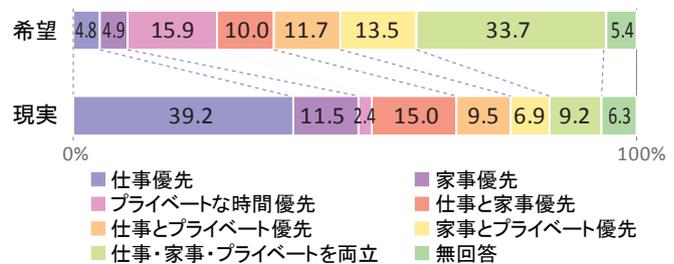
だれもが仕事や家庭生活、地域活動などを自分の希望するバランスで実現できる、ワーク・ライフ・バランスが取れた働き方が求められています。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「新ウィズプラン見直し調査」(H26)

■ ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



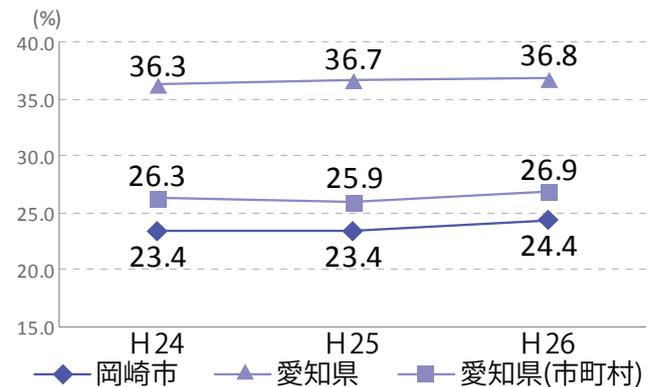
資料：「新ウィズプラン見直し調査」(H26)

2. 行政における現状と課題

本市の各種審議会等への女性の登用率はほぼ横ばい状況にあります。

男女双方の意見を反映させるために、市政のみならず職場、地域社会などの「場」において積極的な参画を促す施策や制度の充実が必要です。

■ 岡崎市における各種審議会等への女性の登用率



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況

男女共同参画社会の実現のためには、「男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画立案等に共同して参画すること」が必要であり、社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要です。

施策体系図

【基本目標】

【基本的課題】

★は優先的取組み事項を含む項目です。



人権を尊重し
男女共同参画意識を
高めよう

女性活躍推進法に基づく推進計画

- 1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発
- 2 さまざまな場における男女平等教育の推進
- 3 多様な価値観・ライフスタイルの尊重



あらゆる分野への
男女共同参画を促そう

女性活躍推進法に基づく推進計画

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- 2 地域社会活動への男女共同参画の促進
- 3 家庭生活における男女共同参画の促進 ★



職場における男女平等を実現し、
男女がともに働きやすい
職場環境にしよう

女性活躍推進法に基づく推進計画

- 1 働く場での男女平等の推進 ★
- 2 仕事と家庭の両立支援の推進



男女がともに性別に捉われず、
安心して暮らせる
地域社会をつくろう

- 1 子育て・介護における男女共同参画の促進
- 2 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の
人々に対する福祉の充実
- 3 生涯を通じた心身の健康支援
- 4 女性に対する暴力の根絶
- 5 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

優先的取組み事項

- 審議会等への女性委員登用の推進
- 市女性職員的能力開発と登用促進

【施策の方向】

- (1) 男女共同参画についての情報の収集等及び啓発の推進
- (2) 市職員への男女共同参画意識の浸透
- (3) 地域社会における男女共同参画意識の促進

- (1) 保育園や学校等における男女平等教育の推進

- (1) 性的少数者への理解の促進

- (1) 行政における政策・方針決定の場への女性の参画促進
- (2) 企業・団体における指導的立場への女性の参画促進

- (1) 学区女性団体及び男女共同参画を推進する市民活動団体への支援
- (2) 地域社会活動への男女共同参画の促進

- (1) 家庭における男女共同参画の促進

- (1) 雇用機会における平等の推進及び労働情報の提供
- (2) 働く環境におけるハラスメント防止対策の推進
- (3) 個人の能力を活かし、発揮するための支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 多様な就労形態に応じた労働支援

- (1) 子育て・保育環境の充実
- (2) 介護サービスの充実

- (1) 地域福祉の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) ひとり親家庭等の人々の福祉の充実

- (1) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) 性の自己決定権の尊重と意識啓発の推進
- (3) 心身の健康を支える体制の充実
- (4) 母子保健施策の充実

- (1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 対策の推進
- (2) ストーカー等犯罪防止対策の推進
- (3) ハラスメント防止対策の推進

- (1) 防災体制の整備

● 男性の家庭生活への参画促進

● 多様な働き方ができる環境づくり

基本目標



人権を尊重し

男女共同参画意識を高めよう

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

男女を取り巻く社会・経済環境の変化に対応しながら、ゆとりある人間性豊かな生活を創造するとともに、男女平等の考え方や多様な価値観等、人権尊重の理念に対する理解をあらゆる分野に浸透させるため、より一層の広報・啓発活動を推進し、男女共同参画に対する意識改革を図ります。



みんなで取り組もう

- 固定的な性別役割分担意識に気づき、改めていきましょう。
- 人権尊重や男女平等意識について常に学べる機会をつくり、男女共同参画意識を育てましょう。

基本目標



あらゆる分野への男女共同参画を促そう

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

様々な意見を積極的に反映させる仕組みのもと、誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合い共同しながら暮らしていくことができる社会を実現していくため、地域、家庭、職場等あらゆる分野で男女がともに能力を発揮できる環境づくりを進めていきます。



みんなで取り組もう

- 誰もが自ら考え行動し、あらゆる分野における企画・運営に参画しましょう。
- 家庭では、家族で話し合い、全員が家事分担を決めて実行する等、日ごろから平等に家事にかかわる習慣を身につけましょう。

基本目標 III

職場における男女平等を実現し、 男女がともに働きやすい職場環境にしよう

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

個人の価値観やライフスタイルは多様化し、希望する働き方や生き方はさまざまです。だれもが仕事や家庭生活、地域活動などを自分の希望するバランスで実現できるワークライフバランスの推進や、あらゆるハラスメントを許さない職場の機運醸成を図っていきます。

また、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいきます。



みんなで取り組もう

- ワーク・ライフ・バランスについて見直してみましょう。
- ワーク・ライフ・バランスについて理解しましょう。また雇用機会の平等について学び、働きやすい職場を目指して男女平等を推進しましょう。

基本目標 IV

男女がともに性別に捉われず、 安心して暮らせる地域社会をつくろう

男女がともに健康で充実した生活を送ることができ、仕事と家庭を両立させるため、家庭内の協力に加え、子育てや介護等に対する職場や地域での協力や支援を進めていきます。

性別に捉われず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、各種福祉の充実や生涯を通じた心身の健康支援、DV^{*}やストーカー等の女性に対する暴力の根絶、災害時の男女のニーズを踏まえた防災体制の確立に取り組んでいきます。



みんなで取り組もう

- 人権を尊重し、思いやりの心を持ちましょう。
- DVやセクハラ等の相談窓口を周知しましょう。

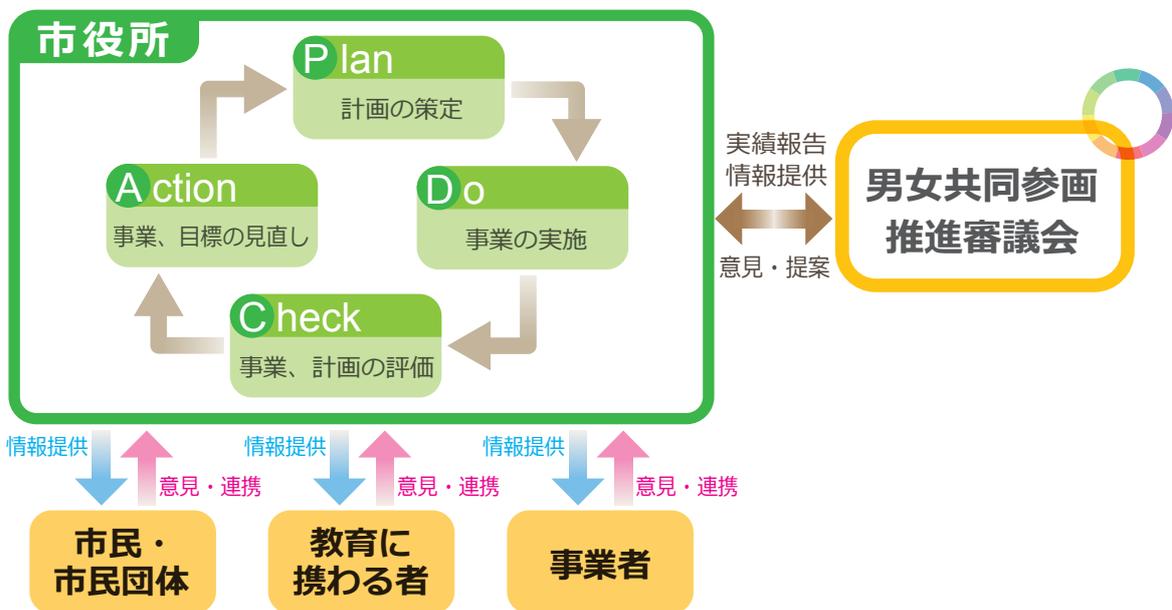
^{*}DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

計画の実現に向けて

計画の推進体制

計画の着実な推進と実効性を確保するため「岡崎市男女共同参画推進条例」第 17 条に基づき設置した岡崎市男女共同参画推進審議会において審議を重ねながら、進行管理機能（チェック・評価）の強化に努めます。

また、市民の意識改革が進むことにより男女共同参画社会が実現していくと考えられるため、条例の責務として市民・市民団体、教育に携わる者、事業者の立場などを明らかにして、市全体の取組みを推進していきます。



指標による進行管理・評価

施策の取組み状況について数値として把握可能なものについて 56 の指標を設定しています。指標を活用して、基本的課題別に進捗状況や成果を把握していきます。

指標（例）

指標名	現状 平成 26 年度	目標 平成 32 年度
講座受講後のアンケートで「男女共同参画について理解が深まった」と回答した人の割合	未実施	70.0%
市男性職員の育児参加休暇等の取得人数	11 人	15 人以上
審議会等における女性委員登用率	24.4%	37.5%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている市民の割合	49.6%	55.0%
町防災防犯協会及び災害防ぎょ隊における女性役員の登用率	53.7%	60.0%